

2022年1月21日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策
副幹事長 大橋 沙織

2022年度予算と主な施策についての申し入れ

はじめに

新型コロナウイルスオミクロン株による第6波の感染急拡大を受け、政府は今年9日から、沖縄、山口、広島の3県に、さらに本日から1都12県に、まん延防止等重点措置を適用しました。先の3県は米軍基地由来の感染拡大であることは明らかで、米軍基地が水際対策の大穴になっていることは重大です。国内法の適用が除外され、米兵の検疫すら関与できない日米地位協定は改定すべきです。今年1日、県内でもオミクロン株が初めて確認され、急速に拡大、知事は19日、まん延防止等重点措置適用を政府に申請する考えを明らかにしました。

昨年12月から開始されたワクチン・検査パッケージに加え、県は「不安を感じる無症状の県民」を対象に、今年3日から調剤薬局などで無料検査を開始しましたが、検査キットの不足により検査が受けられない事態が発生、キット確保などが民間任せとなっていることは問題で、国と県が責任を果たすべきです。オミクロン株は感染力が非常に強く、重症化率は低いとされていますが、未知の問題点も多く、感染者が増えれば重症者も増え、医療に負荷がかかることは必至です。ワクチン3回目接種の到達は、人口比0.9%と遅れに遅れており、OECD36カ国中最下位、安全・迅速な3回目接種に全力をあげる必要があります。

通常国会が17日開会となり、一般会計で107兆円と過去最大の当初予算が審議されます。岸田首相は施政方針演説の中で「経済・社会全体の大変革に取り組む」、「新しい時代を拓く」と述べ、「新しい資本主義」を強調しますが、労働法制の規制緩和、社会保障の連続改悪、消費税増税など、格差と貧困を拡大してきた歴代自民党政権の新自由主義的政策は継続した上で、財界応援の政治をよりいっそう強化する中身です。新自由主義を転換し、雇用・社会保障・税制の根本的改革で“やさしく強い経済”を実現することこそが必要です。

コロナから国民の命と健康、生活を守るという最優先課題の予算は決定的に不足する一方で、5.4兆円もの空前の大軍拡と、自民党の改憲4項目を前面に押し出した憲法9条改定を狙っています。また「敵基地攻撃能力」保有の問題が今国会の大きな焦点の1つで、安倍元首相が「敵基地攻撃能力」は相手国を「殲滅（せんめつ）」する「打撃力」であると発言するなど、憲法破壊の危険な動きは見過ごせません。政府がやるべきは、憲法9条を生かした平和外交で、ASEAN（東南アジア諸国連合）諸国と手を携えて、東アジアサミット（EAS）の平和の枠組みを活用・発展させ、東アジアを平和と協力の地域にしていくことに力を尽くすことです。

今年3月で原発事故から丸11年、帰還困難区域は今なお避難解除されておらず、避難者は

ふるさとに戻れていません。こうした中、「原発という選択肢を排除することはあり得ない」（経団連十倉会長）など脱炭素に向けたエネルギーとして、原発の活用を求める発言が財界トップから相次いでいます。岸田首相も「再生可能エネルギーのみならず、原子力、水素などあらゆる選択肢を追求」（『文芸春秋』2月号）すると述べ、原発に固執し、温暖化対策を口実に原発を推進する姿勢は、福島原発事故の教訓を忘れた「安全神話」の復活に他なりません。また、汚染水海洋放出のための海底トンネル建設に向けたあらゆる動きも県民不在の暴挙であり、県は明確に反対の意見を示すべきです。

県は、県立高校統廃合の後期計画を2月にも示すとしています。しかし、計画ありきで強引に進めるやり方に、県民の理解は得られておらず、前期計画の総仕上げとして今議会に提出される校名変更等の議案に対し、地元住民団体や高校関係者などから抗議文が提出されていることから、一度立ち止まって見直すべきであり、再検討を強く求めるものです。

新型コロナウイルスとのたたかいは3年目に入ります。震災と原発事故、大規模災害を経験し、新型コロナ禍の渦中にある県民・国民の価値観は質的に大きく変わり、意識が変化しています。県民一人ひとりのいのちとくらし、生活と生業の再建を図るためには、福祉型県政へ根本的な転換が強く求められています。2月定例会に先立ち、以上の観点に立って県の来年度予算を策定し、具体的施策を実施するよう要望します。

一、岸田政権と対峙し、憲法生かし県民のいのち・暮らし守る県政を

- 1、岸田首相は、新しい資本主義を標榜するが、「新自由主義」政策への反省はみられない。労働法制の規制緩和、社会保障の連続改悪、大企業・富裕層への減税と国民には消費税の連続増税、自己責任まで押し付けてきた「新自由主義」からの転換を国に求めること。
- 2、破壊され続けてきた雇用を守るため、労働者派遣法を抜本的に見直し、正規雇用が当たり前の雇用のルールを再構築し、8時間働けばふつうに暮らせる社会にすること。
- 3、連続する社会保障切り捨てに歯止めをかけ、国の予算は、国民のいのち・暮らし最優先に編成するよう求めること。
- 4、コロナ禍をふまえ、保健衛生行政を抜本的に強化すること、地域医療構想に基づく病床削減は中止を求めること。
- 5、本県の介護職員不足は全国からみても深刻である。国の介護職員の報酬引き上げは全く不十分であるため、さらなる処遇改善を国に求めるとともに、県も独自策を講じること。
- 6、75歳以上の後期高齢者医療費負担増は、国に中止を求めること。
- 7、消費税を5%に減税し、個人消費拡大で景気浮揚を図るよう国に求めること。1,000万円以下の事業者にも課税業者の選択をさせるインボイスは中止を求めること。
- 8、税は応能負担の原則に基づき、大企業・富裕層への増税と優遇税制の見直しで、財源確保を図るよう国に求めること。
- 9、東日本大震災・原発事故から丸11年を迎えるが、避難指示区域の居住率はわずか33.8%と依然低い水準にとどまっている。避難区域の医療・介護の免除制度を継続し、避難者支援を強化するよう国に求めるとともに、県として被災県民に寄り添った支援を行うこと。
- 10、県民の反対が強く福島の復興の障害となる汚染水の海洋放出は行わないよう、国・東京電力に求め、海底トンネル建設の事前了解はしないこと。
- 11、気候危機打開は、待ったなしの人类的課題である。CO2を最も排出する石炭火力の廃止を国に求めること。全国有数の集中立地県である本県も、地球温暖化対策推進計画に石炭

火力廃止を明確に位置づけ取り組むこと。石炭火力の延命につながる水素・アンモニア・C C S等の新エネルギーの開発を見直すよう国に求めること。

- 12、岸田政権が表明した「敵基地攻撃能力」を保有することは、明確な憲法違反である。9条改憲をねらう自民党の改憲4項目を審査する憲法審査会は開くべきでないと国に要請すること。東アジアサミット＝E A Sという、すでにつくられている平和の枠組みを活用・発展させ、憲法9条を生かした平和外交を進めるよう国に求めること。
- 13、国連の核兵器禁止条約に唯一の戦争被爆国として日本政府が果たす役割は大きい。早期に条約に署名し批准するよう政府に求めること。
- 14、過去最大の軍事費・防衛費を削減し、医療・介護・福祉などの社会保障費、教育予算を大幅に増額するとともに、中小企業、農林水産業の予算拡充を国に求めること。
- 15、個人情報情報を国が一元管理することは、国家による国民総監視につながることから、行政デジタル化は見直すべきである。個人情報の流出防止に万全な対策を講じること。

二、新型コロナウイルス感染症対策の強化で、福祉型県政へ転換を

(1) 検査の拡充強化を

- 1、オミクロン株の感染急拡大を受け全県民対象の検査が実施されていることは、大きな前進であるが、検査キットの不足により検査を受け入れられない事業所が出ていることから、検査キットは国の責任で確保し配布するよう求めること。
検査はより精度が高いP C R検査、抗原定量検査を主とし、県は検体を引き受ける検査機関を確保して実施事業所を支援すること。
- 2、ワクチンと検査パッケージおよび無症状者向け無料検査で陽性者が出た場合は、事業者は直ちに保健所に通報し再検査を実施する通常の陽性者と同様の仕組みをつくること。無料検査の期間を1月以降も延長すること。
- 3、オミクロン株の感染が確認された自治体の住民に情報提供し、積極的な検査を促すこと。
- 4、風邪のような軽度の症状がある場合でも、コロナ感染を疑い積極的に検査を受けるよう県民に呼びかけること。

(2) ワクチン接種の促進

- 1、コロナワクチンの3回目追加接種を2回目接種から8カ月を待たずに前倒しで行うと国が急きょ方針転換したことで、市町村は対応に苦慮している。ワクチンの必要量の確保、提供時期と量を正確に市町村に情報提供し、実施主体の市町村が混乱しないよう支援すること。
- 2、県も大規模接種を行うことになったが、中核市等に限定せず町村部でも実施し、市町村のワクチン接種を支援すること。
- 3、3回目接種のワクチン種類は、本人の希望を尊重すること。
- 4、3回目のワクチン接種予約が円滑に行えるよう、県民への支援体制を検討すること。
- 5、12歳以下の児童のワクチン接種については、市町村により実施の取り組みに違いが生まれている。実施する場合は、副反応を含めた保護者への丁寧な説明を行い不安の解消に努めるとともに、接種は希望者に限定すること。

(3) 医療体制の整備について

- 1、感染爆発に備え、コロナ対応病床を最大約 900 床確保したとされているが、確保病床が機能できるような人的体制を同時に整備するため、医療機関を支援すること。
- 2、高齢の感染者の増加による重症者にも対応できる医療提供体制の確保のため、高度急性期病床を各二次医療圏に十分確保するとともに、急性期病床の削減は行わないこと。また、公立、公的病院の統廃合は行わないこと。
- 3、高齢者施設でクラスターが発生した場合の対応は、一昨年 of 教訓を踏まえ医療機関での隔離、保護を原則とし、適切な医療の提供を確保すること。そのための看護職員の体制確保を支援すること。
- 4、コロナ感染拡大の下で、地域医療構想に基づく病床削減は中止し、急性期病床が維持できるよう、診療報酬の改定に当たっては必要医療確保を最優先に報酬引き上げを行うこと。
- 5、コロナ対応の診療報酬を継続するよう国に求めること。
- 6、コロナ対応病床確保のための空床補償については、一律 2 床までとするのではなく、医療機関の実態に応じた補償とすること。
- 7、コロナ感染者受け入れの有無にかかわらず、医療機関の経営を守るため減収補填を行うこと。
- 8、受診抑制により医療費総額が減少していることから、国保税、協会けんぽ保険料の引き下げを行うこと。
- 9、医療、介護職員の処遇改善加算が 2 月から 9 月まで全額国庫負担で実施されることになったが、仕組みを複雑化しないよう国に求めるとともに、加算額を大幅に引き上げること。10 月以降も全額国庫負担で継続するよう求めること。

(4) 保健衛生体制の強化

- 1、オミクロン株の県内での感染拡大を踏まえ、濃厚接触者を特定する作業を担う保健所が機敏に対応できるよう県として必要人員を確保すること。中核市保健所への支援も検討すること。
- 2、今後さらなる新変異株の出現も有り得ることから、県の衛生研究所での検査体制を更に強化すること。そのため施設を拡充するとともに、臨床検査技師等の職員を増員すること。
- 3、感染症のみならず人類が未体験の新たな疾病に対応するため、アメリカの CDC 並みの研究機関の整備を国に求めるとともに、県としての研究体制を整備すること。

(5) くらし、雇用も地域経済対策は、補償と一体で

- 1、コロナ禍の影響で事業継続が依然困難な事業者に対して、減収補填を行うこと。事業復活支援金は、持続化給付金並みに給付額を引き上げるよう国に求めるとともに、県として支援策を講じること。
- 2、飲食店等での感染防止に必要な経費を助成し、事業者を支援すること。
- 3、雇用調整助成金の更なる延長を図るとともに、財政が逼迫しているとされる雇用保険財政改善のため、保険料の引き上げではなく国の財政支援を行うよう求めること。
- 4、生活困窮者自立支援金が必要な人に確実に支給されるよう、早急に支給要件の見直しを国に求めること。
- 5、生活困窮者の緊急小口資金、総合支援資金の借り入れ期間及び、返済猶予期間を再延長するよう国に求めること。

- 6、コロナ禍の下で事業所運営が困難となっている障がい者就労支援事業所を支援するため、優先調達、優先発注の仕組みを最大活用するよう県庁各部署に周知徹底すること。
- 7、各種税のコロナ特例徴収猶予の再延長を国に求めるとともに、徴収不能の事例については、滞納処分の停止などの適切な処分を行うこと。
- 8、国保税の減免制度の扱いは、コロナ禍以前の所得を基準に算定するよう制度の見直しを国に求めるとともに、実施主体である市町村が独自に判断できるようにすること。

三、東日本大震災と原発事故からの真の復興を

(1) 汚染水海洋放出許さず、全国の原発ゼロの実現を

- 1、汚染水の海洋放出について、「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」とした約束を守るよう国と東京電力に求めること。海底トンネル建設の中止を求めるとともに、建設のための実施計画に事前了解しないこと。
- 2、地下水抑制対策の凍土壁が、凍結管の損傷で冷媒が漏れ出すなど地下水の抜本的な抑制対策にはなっていない。研究者が提案する広域遮水壁の設置などの対策に取り組むよう国・東京電力に求めること。
- 3、廃炉作業を国家プロジェクトに位置付け、東京電力への管理と指導を行い、労働者の被ばく・健康管理を徹底し、多重下請け構造を是正するなど安全な労働環境を国に求めること。
- 4、度重なる東京電力の不祥事やトラブルの隠ぺいを許さず、安全な廃炉を確保するために廃炉安全監視協議会による監視やチェックを強化すること。県独自の事故検証委員会を設置すること。
- 5、原発施設の経年劣化による施設の総点検と結果の公表、不備のある場合は直ちに対策をとるよう東京電力に求めること。
- 6、原発事故被災県として、政府に対し小型原子炉の開発や技術協力中止、国内の原発推進を許さず「原発ゼロ」を求めること。

(2) 被災者に寄り添った真の復興を

- 1、国は、避難地域の医療や介護の免除の特例処置について縮小を検討していることから、継続を求めること。
- 2、長期化する避難生活に対し、避難者の生活実態を調査し必要な対策をとるとともに、生活支援相談員を増やし一人世帯、高齢者の見守り支援を強めること。
- 3、国家公務員宿舎の2倍家賃請求や退去強要は行わず、この間の裁判や民事調停を取り下げること。
- 4、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外の除染については、全ての住宅を対象とし、住民の意見をよく聞き、生活圏の範囲を広くとらえ行うこと。
- 5、帰還困難区域の特定復興再生拠点では、準備宿泊が開始されたが、高い放射線量が確認される箇所があることから、再除染を国に求めること。追加被ばく線量の基準は年間20^{micro}Svではなく、1^{micro}Sv以下とすること。
- 6、帰還困難区域について、特定復興再生拠点だけではなく区域全体の線量調査と住民への公表を行うよう国に求めること。
- 7、復興は、イノベ関連の大型事業中心ではなく、環境の回復、被災した住民に寄り添った生活と生業の再建中心に切り替えること。

8、イノベの司令塔として位置付ける国際教育研究拠点施設は、大型施設建設中心、被災者置き去りの計画であり、中止を含めた見直しを国に求めること。

四、気候危機打開に本気の取り組みを

(1) 気候変動対策について

- 1、県は 2050 年カーボンニュートラルを掲げているが、実現には 2030 年までの本気の取り組みが求められる。2030 年までにCO₂ 排出量を半減させ、石炭火力発電集中立地県の本県でこそ石炭火力発電を廃止すること。
- 2、原発にも石炭火発にも固執するエネルギー基本計画は見直し、再生可能エネルギーの大幅拡充を基本とするよう国に求めること。また、温室効果ガス排出量のカウント方法は、間接排出量から直接排出量に改めるよう求めること。

(2) 省エネ・再エネの推進について

- 1、大規模林地開発を伴う再エネ事業を計画する事業者が、災害防止のための調節池の先行整備の指導に従わなかったために下流域に被害が発生する事例が起きている。開発に適さない地区のゾーニング、指導に従わない事業者の許可取り消しなど厳しい規定を盛り込んだ条例を制定すること。
- 2、再エネ推進にあたっては、地域循環型、住民合意の義務化などを規定する条例を制定すること。
- 3、三大明神風力発電をはじめ県内各地で住民の反対運動が起きているメガ発電は中止を求めること。
- 4、県民参加の再生可能エネルギーを拡大するため、民間住宅への県の太陽光発電設備に対する補助基準額を増額すること。また、家庭用蓄電システムの普及のために、FIT終了者に限定せず、設備の補助金額引き上げを行い推進すること。
- 5、省エネ住宅建設やリフォームへの助成を拡充すること。

(3) 大規模災害対策と被災者支援について

- 1、この度発生したトンガ沖海底火山の大規模噴火による津波避難対応をふまえ、県のリエゾン派遣は、災害が想定される早期の段階で行い市町村を支援すること。
- 2、避難所に、洋式トイレ、温かい食事、ベッドを配備するよう市町村を支援すること。避難所の増設、改善のための県の補助制度を継続すること。避難所となる体育館にはエアコン設置を進めること。停電時においても電力を使用できるよう避難所への太陽光発電設備、自家発電設備、蓄電設備の設置を促進すること。
- 3、大規模林地開発に係る調節池の設置基準となる降雨強度式は、実際の降雨量を反映したものに直すこと。
- 4、国管理の一級河川対応はもちろんのこと、県管理の二級河川においても県がリーダーシップをとって関係団体・国・市町村・住民参加型の流域治水対策を早急に進めること。
- 5、河道掘削など日常的な河川管理のための維持費を十分確保すること。
- 6、宅地の土砂災害被災者への支援策を県として整備すること。

五、農林水産業、商工業、観光の振興について

(1) 農林水産業の振興を

- 1、4年目を迎える国連の家族農業年に呼応し、大規模集約化だけでなく家族経営を支援すること。
- 2、37%まで落ち込んだ食料自給率を大幅に引き上げるよう国に求めること。県も目標を持つこと。また、77万トンのミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。
- 3、大幅な米価下落に対して県内過半数の自治体が農家への直接支援を行ったが、県としても種もみ支援にとどめず支援を行うこと。転作奨励金は大幅削減せず、農業者個別所得補償制度の復活を国に求めること。
- 4、若者の就農を総合的に支援する新規就農者支援制度が見直されることになったが、新たな地方負担を導入しないよう国に求めること。若者の要望が強い有機農業を支援すること。
- 5、ソーラーシェアリング導入との組み合わせで農業経営を支援すること。
- 6、相次ぐ自然災害に対応するため、収入保険は白色申告者でも加入できるよう要件緩和を国に求めること。
- 7、郡山市内で大量に発生し街路樹に被害を及ぼしている外来種サビイロクワカミキリの駆除を行うこと。
- 8、県の「イノシン管理計画」を抜本的に見直し、被害対策を強化すること。
- 9、「福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」については、農家の自家増殖の権利を守ることなど、種子法廃止後要綱で対応してきたものも含めて充実させること。
- 10、県産材活用を推進するとともに、植林後50年程度で伐採する短伐期一辺倒を見直し、地域の森林資源の実態に対応し、長伐期や複層林など多様な施業方式を導入し、持続可能な林業にとりくむこと。林業後継者を支援し、山の維持管理を継続して行えるようにすること。
- 11、漁業の本格操業が軌道に乗るよう、放射能の検査体制や流通支援強化など引き続き漁業者を支援すること。内水面漁業者への支援も強化すること。
- 12、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆積土砂撤去の予算を大幅に増額すること。

(2) 商工業、観光の振興を

- 1、県内の商工業・観光事業者は原発事故後、コロナも含めて何重にも困難に直面している。中小商工業者の経営と雇用を守るため、直接支援を強化するよう国に求め、県としても支援すること。コロナ禍に乗じた中小企業の淘汰はやめ、地域経済の主役である中小企業を県も支援すること。
- 2、復興関連事業が減少する中で、公共事業の地元業者への優先発注に努めるとともに、より多くの事業者が直接受注できるよう分離発注をすすめること。
- 3、入札参加資格のない小規模事業者が公共事業に参加できる仕組みづくりが市町村では実施されているが、県としても同様の仕組みをつくること。
- 4、市町村では既に取り組みされている住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度を県として創設すること。
- 5、海の観光資源活用や教育旅行については、原発事故被害の実相を伝えるものとする。

六、子どもの健やかな成長と教育の充実について

(1) 子育てしやすい環境整備を

- 1、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、妊娠、出産、子育てについては、障がい児を含め一貫した支援を行う子育て世代包括支援センターを全市町村に設置するよう支援すること。
- 2、仕事と子育てが両立できる社会環境整備に県が目標をもって率先して取り組むとともに、市町村や事業者への支援を強化すること。
- 3、増加するシングルマザーの子育てを支援する体制を整備すること。経済的自立を支援すること。
- 4、深刻化する子どもの貧困に対し、食料支援を行う団体への支援を拡充すること。
- 5、学童保育の支援員もコロナ特例処遇改善加算の対象に加えることになったことから、全ての事業所で加算が受けられるよう自治体と事業者を支援すること。10月以降は市町村負担が発生することから国が全額負担し継続するよう国に求めること。
- 6、全国的に広がるヤングケアラーの実態を県として調査し、市町村と連携し改善に取り組むこと。

(2) 教育環境の整備を

- 1、本年度から国による段階的な35人学級が開始されたが、鳥取県は小学校の全学年で30人学級を実施する方針を明らかにした。全国に先駆けて30人学級、30人程度学級を実施してきた本県として、30人学級を全学年に拡大するとともに、必要教員の加配は正規教員とすること。また、国に対して中学校、高校を含め全学年での少人数学級の実施を求めること。
- 2、学力偏重につながる学力テストは、国、県ともに中止すること。
- 3、県立高校改革後期実施計画は中止し、前期実施計画で合意が得られていない南会津地区の統合のための議案は提出しないこと。
- 4、来年度から高校1年生への1人1台のタブレット端末が導入されるが、個人負担が大きいことから全国的には都道府県の半数で公費負担となっている。本県も公費で配備すること。
- 5、学校給食費を補助する市町村は県内の7割に達しており、県として無償化を実施することで、県内全ての子どもの給食無償化を実現すること。
- 6、教育費の保護者負担解消に向け、県として県内市町村の実態調査を行い、解消のための計画を策定すること。
- 7、県立高校のエアコン燃料費は、特別教室を含め全て県負担とすること。
- 8、日本の教育費公費負担のGDP比は、先進国では最下位クラスと遅れた水準にある。コロナ禍で困窮する世帯を含め全ての子育て世帯を支援し、一人ひとりに行き届いた教育環境を整備するため、教育予算を大幅に増額すること。

七、ジェンダー平等を実現し、人権が尊重される県政へ

- 1、ジェンダー平等の社会とは、誰もが性別にかかわらず個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられる、すべての人にとって希望に満ちた社会である。ジェンダー平等をあらゆる分野で生かしていくよう国に求めるとともに、県も推進すること。
- 2、賃金の平等は、ジェンダー平等社会を築くうえでの根本土台である。男女の賃金格差を是

- 正するため、企業に男女別平均賃金の公表、格差是正計画の策定・公表の義務づけや、国に対し、企業規模・地域ごとに、男女賃金格差の実態を把握し、分析するよう求めること。
- 3、女性が多く働く介護・福祉・保育、医療などのケア労働の賃金を大幅に引き上げるよう国に求め、県としても支援策を講じること。
 - 4、女性労働者の過半数が非正規雇用であることから正規化を図るとともに、非正規雇用の最賃の引き上げ等による労働条件改善を国に求めること。県の任期付き職員についても、処遇改善とともに必要な職員の正規化を図ること。
 - 5、選択的夫婦別姓の早期実現、同姓婚を認める民法改正を国に求めること。
 - 6、リプロダクティブ・ヘルス&ライツを推進し、避妊薬や緊急避妊薬を医師の診断なしでも薬局で入手できるよう国に求めること。女性の心身を傷つける搔爬法をやめ、経口中絶薬を承認するよう国に求めること。
 - 7、痴漢被害など、あらゆる性暴力を根絶するよう県として取り組むこと。
 - 8、生理用品は、学校のトイレに無償配備すること。公共施設等のトイレにも無償配備すること。
 - 9、県の女性管理職を大幅に増やすとともに、意思決定の場の構成を男女半々とする目標を掲げ推進すること。

以上